

# 紙・紙加工産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン

## ★ガイドライン策定の経緯

- ・紙・紙加工品産業は、商品包装、梱包用資材、紙器、紙袋など、様々な種類の紙・紙加工品を扱っているが、それらの取引慣行の実態を調査するため、平成20年度において「紙・紙加工品産業取引実態調査」を実施したところ、従来からの長年の取引慣行という理由で下請代金法違反のおそれのある取引を繰り返している例もみられる等その実態が明らかになった。その結果を踏まえ、当該産業における下請適正取引の推進を目指すため、本ガイドラインを策定した。
- ・なお、取引実態の調査内容や方法、ガイドラインの策定にあたっては、紙・紙加工品業界7団体の関係者等の参加を得た「紙・紙加工品産業下請取引実態調査委員会」にて検討が行われた。

## ★下請代金法及び独占禁止法に抵触するおそれのある留意すべき取引事例

### （買ったたきの禁止）

- ・親事業者が多量の発注をすることを前提に下請事業者に単価の見積りをさせ、その見積単価を少量の発注しかしない場合の単価として何ら協議もなく一方的に決めた。  
→大量生産を前提とした見積時の予定単価（少量生産する場合の通常の見積単価を大幅に下回るもの）に基づき、一方的に下請代金の額を定め、実際には見積時よりも少ない量で発注することは、買ったたきの禁止に抵触するおそれがある。

### （不当な給付内容の変更及び不当なやり直し行為の禁止）

- ・注文書の交付を受け、生産に入っていたが、親事業者の都合により一方的にキャンセルされ、既に仕掛けていたコストについては、負担してもらえなかった。  
→契約成立後において、下請事業者には責任がないにもかかわらず、親事業者が下請事業者に対し費用負担をせずに発注の取消しや発注内容の変更若しくはやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すると、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止に抵触するおそれがある。

## ★望ましい取引事例

### （買ったたきの防止）

- ・見積書には、数量と単価を記載し、数量減少があった場合には、単価の見直しをする旨明記し、実際に発注の際に数量減少があれば、再見積書を送付し、協議して単価を決定する。

### （不当な給付内容の変更及び不当なやり直し行為の防止）

- ・キャンセル時においては、理由を確認し、下請事業者には責任がない場合には、下請事業者の仕掛分だけは請求できるルールとする。

## ★今後の取組

- ・親事業者は個別の違法行為を改善するだけでなく、法令遵守できる体制を整備するよう取組む